

福岡県介護分野就職支援金貸付の概要

1 福岡県介護分野就職支援金とは

他業種で働いていた者等で、かつ介護職員等として従事したことがない者であって、一定の研修等を修了し、福岡県内において介護分野に就労しようとする者に対し、就職支援金を貸し付けることにより、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援するものです。

2 貸付対象者

次に掲げる要件をすべて満たす方

- 1 県内の介護事業所若しくは施設等（※1）において介護職員等（※2）として就労する方若しくは就労するに至った方（※3）
- 2 介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修を修了した方（※4）
- 3 初めて介護職員等として就労する方
- 4 再就職準備金又は障がい福祉分野就職支援金のほか、同種の資金の貸付を受けたことがない方

※1 「介護事業所若しくは施設等」とは、介護保険法に規定する居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設、第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所です。

※2 「介護職員等」とは、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である職員です。相談業務、施設長業務は含まれません。

| 対象となる事業所・施設種別 | 対象となる職種 |
|------------------------|--------------------|
| 訪問介護 | 介護職員等、主たる業務が介護等の業務 |
| 訪問入浴介護 | |
| 通所介護 | |
| 通所リハビリテーション | |
| 短期入所生活介護 | |
| 短期入所療養介護 | |
| 特定施設入居者生活介護 | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | |
| 夜間対応型訪問介護 | |
| 認知症対応型通所介護 | |
| 小規模多機能型居宅介護 | |
| 認知症対応型共同生活介護 | |
| 地域密着型通所介護 | |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | |
| 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） | |
| 介護老人福祉施設 | |
| 介護老人保健施設 | |
| 介護療養型医療施設 | |
| 第一号訪問事業 | |
| 第一号通所事業 | |

※3 週20時間以上、1年あたり180日以上¹の業務従事が想定される方

※4 就職と同時に研修を受講する方も対象とします。その場合、貸付申請時には受講証明書を提出し、研修修了の際には、研修修了日から起算して7日以内に研修修了証の写しを提出する必要があります。

3 貸付額

20万円以内（1回限り）

4 貸付利子

無利子

5 連帯保証人

貸付を受けようとする者は、次の要件を満たす連帯保証人を1名たてなければなりません。

(1)原則、県内に居住し、かつ、独立の生計を営む成年者又は登記されている法人

(2)貸付を受けようとする者に代わり、債務の返還を行うことのできる者

なお、貸付を受けようとする者が未成年者の場合、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。ただし、法定代理人が上記(1)及び(2)の要件を満たしていない場合は、要件を満たすことのできる連帯保証人をもう1名立てる必要があります。

※介護福祉士修学資金等貸付制度による貸付を受けていない者であること。

6 貸付申請期限

介護職員等として就労した日から3カ月以内（必着）

※書類に不備がある場合は、受付できませんので御注意ください。

7 貸付対象者の選考及び貸付契約の締結

福岡県社会福協議会で審査を行い、貸付決定となった者については貸借契約（様式第5号）を締結します。

※審査結果（貸付決定者は送金予定日を含む）は、郵送でお知らせします。

8 貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となります。

- 1 退職したとき
- 2 心身の故障のため介護職員等の業務に従事する見込みがなくなると認められるとき
- 3 死亡したとき
- 4 その他本貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

9 返還の債務の当然免除

次の場合、貸付額に係る返還の債務を免除します。

- 1 県内で2年間（在職期間が720日以上かつ業務に従事した日数が360日以上）、引き続き介護職員等の業務に従事したとき

- 2 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき
※免除となるまでの間、現況届（在職証明書）の提出等、所定の届出が必要になります。
（詳しくは、貸付決定時にお渡しする「貸付の手引」を確認ください。）

10 返還

次の場合は、事由が生じた日の属する月の翌月から起算して2年以内に返還しなければなりません。

- 1 貸付契約が解除されたとき
 - 2 県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
 - 3 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ※貸付金の目的外使用、虚偽の申請、貸付規程の規定の違反等行った場合は、全額一括返還となります。

※退職等、貸付決定時の従事状況から変更があった場合は、速やかに所定の届出を行う必要があります。県内の介護施設・事業所等に介護職員等として再就職先した方については、退職した翌月までに再就職した場合は、継続従事中として返還猶予の申請が可能です（審査があります）が、翌月末までに再就職できなかった場合は全額返還となり、前職を退職した翌月から返還開始となります。

※返還猶予期間中に、介護サービス施設・事業所以外の福祉施設・事業所（障害者分野、児童分野等）に転職した場合は全額返還となります。

11 返還の債務の履行猶予

次の場合、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予することができます。

- 1 県内において引き続き介護職員等の業務に従事しているとき
- 2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

※返還免除となるまでの間、返還を猶予するための申請手続き（返還猶予申請書・その事由を確認できる書類の提出等）が必要です。申請手続きを速やかに行わなければ、一括返還となる場合があります。

※返還猶予期間中に、人事異動により介護職員等以外の業務に従事することになった場合は、返還猶予の申請が可能です。ただし、当該事由による期間については、返還免除対象期間として算定しません。

12 返還の債務の裁量免除

貸付を受けた者が、死亡又は障がいにより貸付額を返還することができなくなったときは、貸付額（既に返還した額を除く）に係る返還の債務が免除されます（審査があります）。

13 延滞利子

正当な理由なく、貸付額を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年3%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければなりません。

14 貸付申請手続

貸付を希望する者は、貸付申請書兼貸付金利用計画書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の書類を添付し、福岡県社会福祉協議会（福祉人材センター）へ提出してください。

なお、申請可能期間は就労した日から3カ月以内です（必着）。書類に不備がある場合は、受付できませんので御注意ください。

※生活保護受給中の方が、貸付申請を希望される場合は、必ず福祉事務所の担当ケースワーカーに事前にご相談ください。

1 申請者本人に係る提出書類

公的書類は、発行から3カ月以内のものを提出してください。

- ・貸付申請書兼貸付金利用計画書（様式第1号）
- ・住民票（子どもの預け先を探す際の活動費として申請する場合は、子どもの住民票も併せて提出すること）
- ・介護福祉士登録証または研修修了証の写し
- ・就職（内定・決定）証明書（様式第2号）
- ・貸借契約書（様式第5号）2部 ※1部には印紙を添付し、消印を押すこと。
- ・印鑑登録証明書
- ・振込口座申請書（様式第25号）及び振込指定口座の通帳の写し

2 連帯保証人に係る提出書類

（1）連帯保証人が個人の場合

- ・前年または前々年度の所得証明書（取得可能な直近のもの）
- ・印鑑登録証明書

（2）連帯保証人が法人の場合

- ・法人の履歴事項全部証明書
- ・法人の印鑑登録証明書
- ・決算書
- ・法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行ったことがわかる記録（評議会や取締役会の議事録など）

15 留意事項

- 1 就職日から返還免除要件の業務従事期間として算定します。
- 2 貸付決定後、返還免除または返還完了により契約が終了するまで、諸届出が必要です。詳しくは、貸付の手引で確認ください。
なお、必要な時期に届出を行わなければ、一括返還となる場合がありますので御承知おきください。

【主な届出】

- ・返還猶予申請書・・・貸付後、速やかに提出
- ・現況届・・・返還猶予期間中、毎年4月に提出
- ・休職・復職届・・・出産・育児休業等による休職時、復職時に提出
- ・返還免除申請書・・・免除事由が生じた場合に提出
- ・返還明細書・・・返還事由が生じた場合に提出
- ・住所・氏名変更届・・・事由が生じた場合に提出